

「新競争促進プログラム2010」 と ドミナント規制

IP化の進展に対応した競争ルール見直しの必要性

■ 累次の規制緩和措置を経て、IP化の進展やビジネスモデルの多様化といった事業環境の変化を踏まえた競争モデルへと移行するため、04年の改正電気通信事業法の施行等により、競争ルールは事前(ex ante)規制から事後(ex post)規制へと移行。

独占から競争へ 1985年(S60)～

1985(S60)～

- 競争原理の導入
- 電電公社の民営化

競争の 一層の促進 1997年(H9)～

1997(H9)～

- NTTの再編成
(参入規制緩和)
- 需給調整条項の撤廃
- 外資規制の原則撤廃
(業務規制緩和)
- 料金認可制を事前届出制に
(接続ルール整備)
- 接続ルールの制度化
- 長期増分費用方式の導入

2001(H13)～

- 非対称規制の拡充
- NTT東西の活用業務の創設
- ユニバーサルサービス基金制度導入
- 電気通信事業紛争処理委員会の創設

事前規制から 事後規制へ 2004年(H16)～

2004(H16)～

- 参入規制の大幅緩和
- 料金・約款規制の原則廃止
- 消費者保護ルールの整備

- 競争評価の実施

IP化に対応した競争ルールの検討

テレフォニーの
時代

インターネットの
登場

フルIP化への移行期

PSTN(回線交換網)からIP網への転換

設備競争とサービス競争の適正なバランス

設備競争 (facility based competition)

各事業者が自ら線路設備などのネットワークを構築して競争

■ 地域通信市場におけるNTT東西のシェア(加入者回線ベース)は依然として約94%。ボトルネック設備を保有することに伴う市場支配力濫用の可能性が存在。

	06年3月末	05年3月末
メタル	99.9%	99.9%
光ファイバ	78.6%	78.1%
全体	93.8%	94.7%

■ **設備競争を促進するための環境整備を推進することが必要。**

■ ボトルネック性が解消されたと認められる部分については柔軟にネットワークの開放義務を解除することを基本シナリオとして想定。

サービス競争 (service based competition)

ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進

■ 接続ルールの整備

1) ボトルネック設備の柔軟な利用の確保

- ・ 指定電気通信設備の範囲の適正化
- ・ 競争事業者のニーズに対応したアンバンドル措置

2) ボトルネック設備の利用料(接続料)の適正化・低廉化

3) ボトルネック設備の利用条件の適正化

- ・ NTT東西と競争事業者によるボトルネック設備への接続に係る同等性の確保

4) 市場構造の変化に対応した接続ルールの見直し

■ **引き続き、NTT東西のボトルネック設備のオープン化を義務付ける接続ルールにより、事業者間の競争を促進。**

市場実態に即して、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図る。

「新競争促進プログラム2010」策定に至る経緯

通信・放送の在り方に関する政府・与党合意(06年6月20日)

(通信分野)

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

(本合意の工程管理)

本合意の各項目にかかる検討、実施の工程については、総務大臣が与党の了解を得て管理していくものである。

骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006)(06年7月7日閣議決定)

(世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

通信・放送分野の改革に関する**工程プログラム**(06年9月1日)

(4. 通信関連)

公正競争ルールの整備等について、「**IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会**」報告書を踏まえ、**以下の点について検討し、結論が得られたものから順次実施する。**

- ・固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・指定電気通信設備制度等の見直し
- ・その他公正競争確保のための競争ルールの整備

NTTの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告(9月13日)を受け、**工程プログラムの具体的実施計画に当たる「新競争促進プログラム2010」を策定・公表(9月19日)。**

新競争促進プログラム2010(ドミナント規制見直し関連)

具体的施策	実施計画	検討状況
指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し		
①競争セーフガード制度の整備	運用ガイドライン等を策定(06年度中)、07年度から運用	検討中
②共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備	詳細な実態把握の実施(速やかに競争ルールの整備など所要の措置)	検討中
③指定電気通信設備制度の包括的な見直し	可能な限り具体的な制度設計(07年度中を目途)を行い、2010年度までに運用開始	7と併せて検討(新しい競争ルールの在り方WG)
④NTT東西とNTTドコモの連携	東西・ドコモの申請を踏まえ、公正競争確保のための要件を検討	申請を待って対処
	活用業務認可ガイドラインの見直し(07年夏まで)	検討中
⑤NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備	検討の場を設置(本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ検討)	NTTの動向を注視
⑥会計制度(接続会計・役務別会計)の見直し	検討の場を設置(07年夏を目途に結論)	電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会
⑦その他接続ルールに関連する事項	具体的提案募集を踏まえ、情報通信審議会の審議を経て措置(07年夏まで)	10月、提案募集実施情通審にて審議中

現行の指定電気通信設備制度

指定電気通信設備制度の枠組み

一体的に適用

収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に適用する事業者を指定
(NTTドコモに適用)

サービス規制

指定電気通信役務: 保障契約約款
(特定電気通信役務: プライスキャップ規制)

行為規制

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い
- 特定関係事業者との間のファイアウォール

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

接続関連規制

接続約款の認可

接続料の算定方法などについて法定要件あり

接続会計の整理

接続約款の届出

対象設備

不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備

不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備

基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備

指定要件

都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること

各都道府県でNTT東西を指定

業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること

NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

第一種指定電気通信設備(固定系)

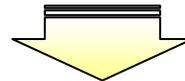
第二種指定電気通信設備(移動系)

第一種指定電気通信設備の指定

(2006年3月末時点)

都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア		都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア	
	全体	光ファイバのみ		全体	光ファイバのみ
北海道	97.4%	93.6%	滋賀県	91.4%	40.3%
青森県	98.0%	94.8%	京都府	95.2%	57.5%
岩手県	98.4%	96.2%	大阪府	91.6%	66.7%
宮城県	97.3%	94.7%	兵庫県	91.6%	53.3%
秋田県	96.2%	95.1%	奈良県	91.6%	48.5%
山形県	96.9%	93.9%	和歌山県	90.7%	51.1%
福島県	99.8%	98.1%	鳥取県	92.8%	79.2%
茨城県	97.3%	97.0%	島根県	93.5%	75.7%
栃木県	95.4%	98.6%	岡山県	93.5%	75.7%
群馬県	98.2%	95.9%	広島県	95.7%	67.9%
埼玉県	94.2%	91.5%	山口県	91.5%	83.8%
千葉県	94.6%	88.6%	徳島県	91.7%	54.4%
東京都	93.6%	76.3%	香川県	94.3%	75.6%
神奈川県	92.2%	83.7%	愛媛県	96.0%	87.8%
新潟県	98.2%	96.6%	高知県	97.1%	81.1%
富山県	86.5%	92.3%	福岡県	93.1%	68.0%
石川県	94.7%	92.5%	佐賀県	92.6%	76.1%
福井県	87.0%	91.8%	長崎県	94.1%	73.1%
山梨県	95.2%	95.4%	熊本県	95.6%	76.1%
長野県	93.6%	98.2%	大分県	90.6%	78.4%
岐阜県	93.5%	98.2%	宮崎県	92.6%	71.5%
静岡県	96.1%	99.0%	鹿児島県	97.9%	70.9%
愛知県	91.9%	86.9%	沖縄県	95.2%	88.1%
三重県	84.1%	98.2%	全国	93.8%	78.6%

都道府県ごと、占有率が50%を超える
加入者回線を有すること



すべての都道府県において、
NTT東日本／NTT西日本の設備を
第一種指定電気通信設備に指定

第二種指定電気通信設備の指定等 (2006年12月現在の状況)

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

沖縄セルラー電話(株)

KDDI(株)

ソフトバンク
 モバイル(株)
 (旧ボーダフォン(株))

端末シェアベース

01年の制度導入時において、
 各営業区域における直近2年
 度の平均端末シェアが25%を
 超える

同左

ツーカー3社との合
 併により、営業区域
 における直近2年度
 の平均端末シェア
 が25%を超える

(指定受けず)

02年2月に指定

02年2月に指定

05年12月に指定

収益シェアベース

各営業区域における収益
 シェアが25%を超える
 +
 個別に検討

02年5月に指定
 (禁止行為規制を適用)

【指定に当たっての基本的考え方(一部抜粋)】

- ① 順位が1位かつ一定期間継続して40%超→指定
- ② 一定期間継続して25%超の事業者が複数存在し、それぞれのシェアの格差が小さい場合→これら複数の事業者を指定
 ただし、シェアが均一な状況が続いており市場支配力の濫用行為が行われるおそれがないと判断される場合→指定不要
- ③ 順位が2位以下かつ1位とのシェア格差が大きい場合→シェアの変化の程度も勘案し、指定を差し控え
- ④ 一時的に25%を上回る場合→暫く推移を見守り、直ちに指定せず
 また、短期間に急激にシェアが低下している場合、数年にわたりシェアが相当程度低下している場合は暫く推移を見守ることとし、直ちに指定せず、又は指定を解除

特定関係事業者に係るファイアウォール規制の概要

規制の概要

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、公正競争を確保する観点から、

- ① **特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止**
(電気通信事業法31条1項)
- ② **接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務**についても特定関係事業者と比して不公平な取扱いを原則禁止 (同法31条2項)

特定関係事業者

第一種指定電気通信設備を設置する事業者の親子・兄弟会社のうち、総務大臣が指定する電気通信事業者

→現在、**NTTコミュニケーションズ(株)**を指定
(02年1月総務省告示)

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務

- 1) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供
- 2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ、代理等他の電気通信事業者からの業務の受託

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要

1. 目的

総務省と公正取引委員会の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定（平成13年11月）。電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進。

2. 全体の構成

I 指針の必要性と構成

II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

III 望ましい行為

IV 連携・連絡体制

以下の5つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

第1 接続・共用

第2 電柱・管路等の貸与

第3 サービス提供

第4 コンテンツ提供

第5 電気通信設備の製造・販売

注) 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為は、別途再掲。

独占禁止法

・電気通信事業の各分野における市場の状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方等を明確化。

・ポイント

○事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述

(例) 接続・コロケーションの際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る取引拒絶又は差別取扱い等

電気通信事業法

・電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述。

・ポイント

①「市場支配力を有する電気通信事業者」が禁止される行為の明確化

(例1) 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと
(例2) 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと

②業務改善命令等の行政処分の対象となる行為の明確化

(例1) 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約
(例2) 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること
(例3) 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと

電気通信事業分野の競争促進の観点から、市場支配的な電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を明示。

- ①接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- ②ファイアウォール遵守状況の公表
- ③接続・コロケーション状況の公表
- ④電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続・貸与状況の公表
- ⑤卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- ⑥違反防止のための社内マニュアルの作成

3. 連携・連絡体制について

公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。

禁止行為規制の概要

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）
第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモ9社を指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

<p>【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の 目的外利用・提供</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
<p>【法第30条第2項第2号】 電気通信業務についての特定の電気 通信事業者に対する不当に優先的な 取扱い・利益付与又は不当に不利な 取扱い・不利益付与</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
<p>【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備 の製造業者・販売業者の業務に対す る不当な規律・干渉</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

市場をとりまく環境変化と 指定電気通信設備制度の在り方

IP化の進展に伴う競争環境の変化

競争環境の変化

- (1) ブロードバンド化の進展
- (2) 水平的市場統合の進展
- (3) 垂直的市場統合の進展

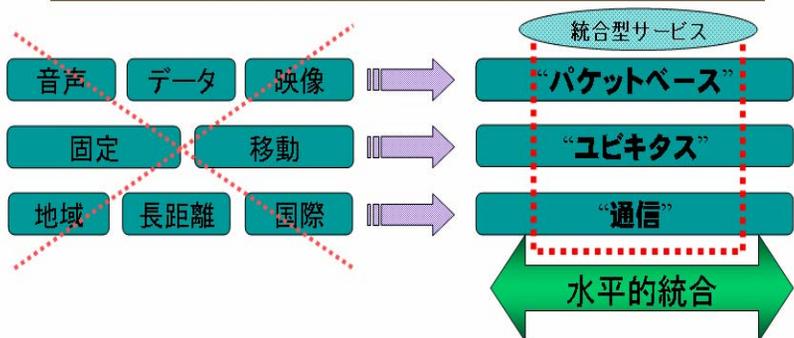
【水平的市場統合の進展】

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

(例) FMG(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

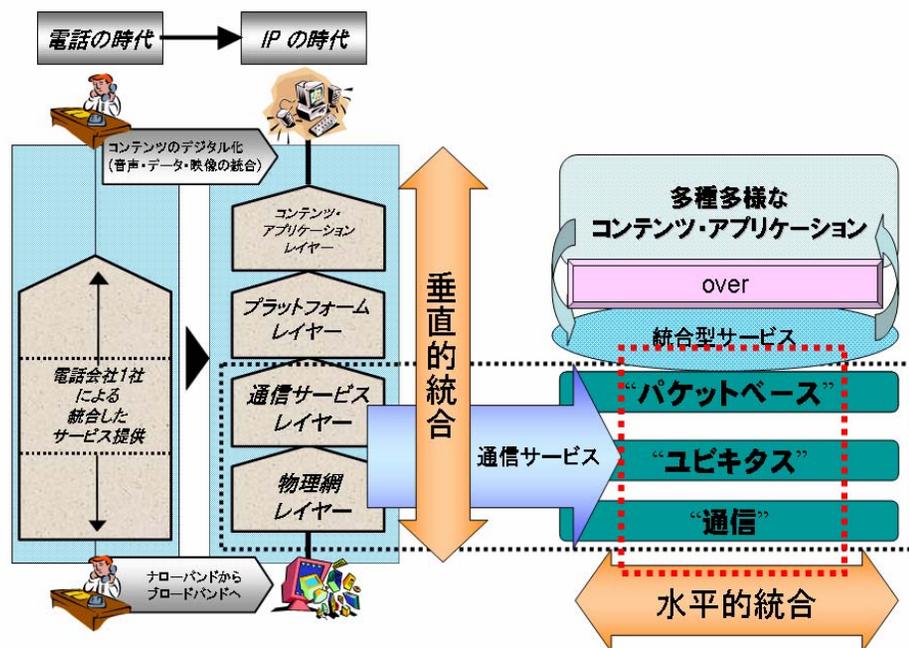
PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)

市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)



【垂直的市場統合の進展】

ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化



新競争促進プログラム2010

IP化の進展に対応した競争ルールの見直しについて、
2010年代初頭までに実施する検討のロードマップを明確化。

国内外におけるFMCの進展



NTT: 中期経営計画NTTグループ中期経営戦略の推進について(抜粋)(2005年11月9日発表)

II. 中期経営戦略の推進に向けた取り組み

2. ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開

(1) ネットワークサービス

次世代ネットワークについてはNTT東日本・NTT西日本・NTTドコモグループが構築し、固定(県内/県間、東日本/西日本)/移動のIPベースのシームレスなサービスを提供していきます。また、NTTコミュニケーションズは、法人のお客さま等にソリューションを含めたワンストップなサービスを提供していきます。なお、固定電話網サービス等については、現行どおりNTT東日本・NTT西日本とNTTコミュニケーションズが、基本的に県内/県間/国際を分担して提供していきます。

iii) FMC(固定・移動融合)

固定網の内線電話機と移動網の携帯電話機とを共用できるWiFiとFOMAとのデュアル接続機能をもつ一体型端末(One Phone)を個人のお客さま向けに提供するとともに、たとえば不応答時等に固定・移動間で転送する機能の提供や料金のセット割引等をタイムリーに展開できるよう準備を進めていきます。

さらには、次世代ネットワークの導入によって、WiFiやWiMAXなどのブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供していきます。



BT: 「BT Fusion」

(2005年6月提供開始、加入者数:約2万4千人(2006年3月))

- 携帯電話事業者ボーダフォンのネットワークを活用し(MVNO)、BTのサービスとして提供。
- 1つの端末に固定電話と携帯電話の機能があり、電話番号も1つ(携帯電話番号を使用)。
- 固定電話機能と携帯電話機能はエリアに応じて自動的に切り替わり、屋内外での途切れのない通話が可能。
- 屋内からの発信には固定電話の通話料が適用される。
- 着信は、屋内外を問わず、携帯電話の通話料が発信者に課金される。



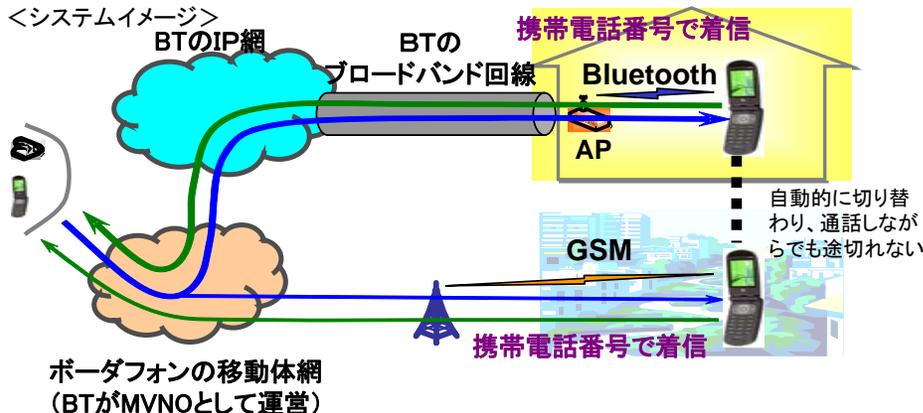
Orange*: 「Unik」

※FTの携帯電話子会社

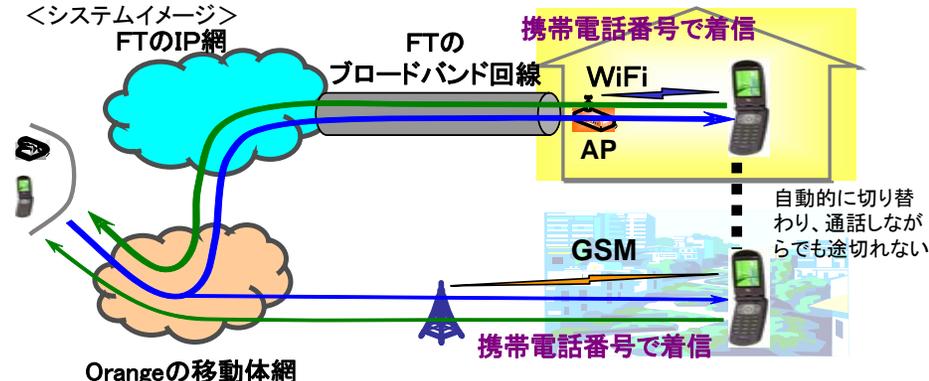
(2006年10月から仏で提供開始、イギリス、オランダ、スペイン、ポーランドでも順次提供予定)

- 携帯電話事業者Orangeと固定電話事業者FTのネットワークを活用。
- 1つの端末に固定電話と携帯電話の機能があり、電話番号も1つ(携帯電話番号を使用)。
- 固定電話機能と携帯電話機能はエリアに応じて自動的に切り替わり、屋内外での途切れのない通話が可能。
- 屋内からの発信は、国内の固定電話及びOrange携帯電話への通話が定額かけ放題。

<システムイメージ>



<システムイメージ>



NTT東西とNTTドコモの連携に関する公正競争要件の確保

基本的考え方

- NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスの提供は、市場統合が進む中、利用者利便の向上を図る観点から見て、基本的に望ましい。
- 他方、両者ともに指定電気通信設備を保有する事業者であることから、両者の市場支配力が結合することにより、双方の市場に競争阻害的な要素が拡大する懸念。

公正競争確保措置が必要

公正競争確保の在り方 (3つの事業形態を想定)

1) 事業者間接続型

NTT東西・NTTドコモは、それぞれ他事業者からの接続申し込みに対しても同等の条件での接続が必要。

2) MVNO活用型

MNO(ドコモ)はMVNO(NTT東西)以外にも、同等の条件で卸役務の提供等が必要。

3) 設備共用型

認められない(可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築することが要請される)

共同営業

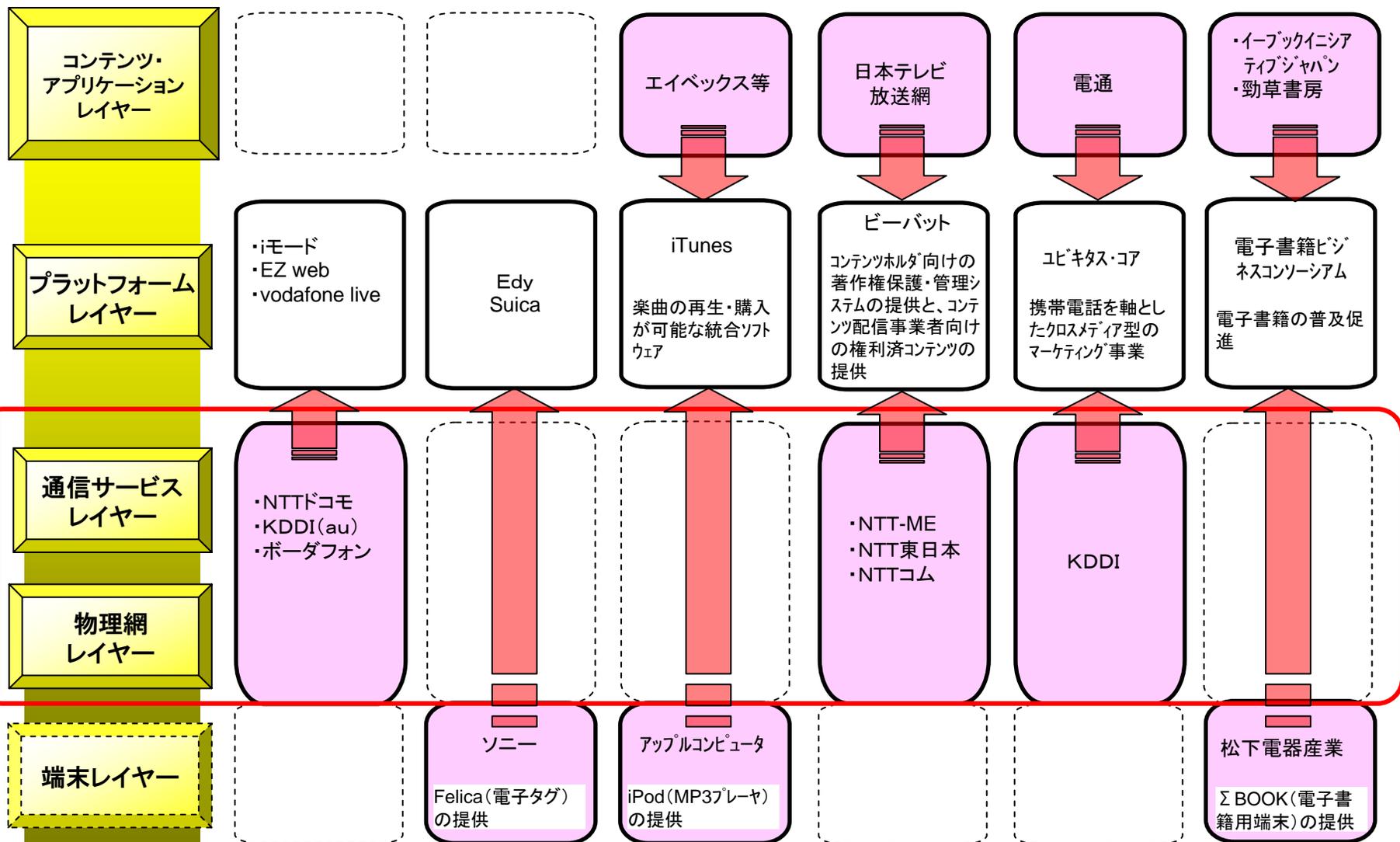
の原則禁止

活用業務
認可
が必要

認可ガイドラインの見直し等を実施。
(07年夏までに)

垂直統合型ビジネスモデルの登場

電気通信事業



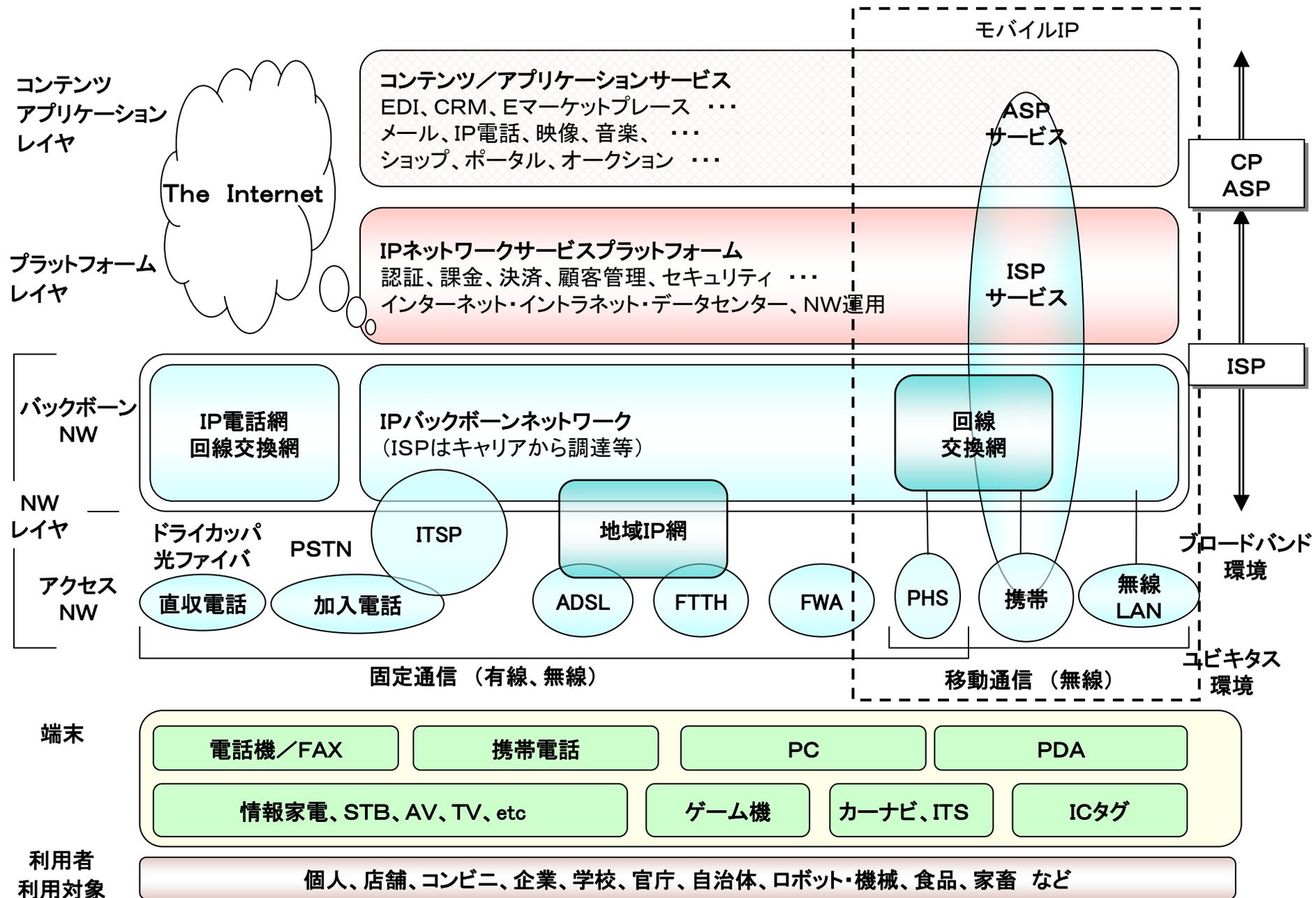
(注1)「プラットフォームレイヤー」の機能

認証・課金、著作権管理(DRM)、取引仲介などの機能を指し、「コンテンツ・レイヤー」と「通信サービスレイヤー」の橋渡しの役割を果たす。

(注2)本資料は、懇談会事務局において試行的に取りまとめたものであり、内容については、資料に記載されている法人の了承を得たものではありません。

【出典：総務省「ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能に関する研究会」第2回資料4を基に作成】

情報通信産業の展開

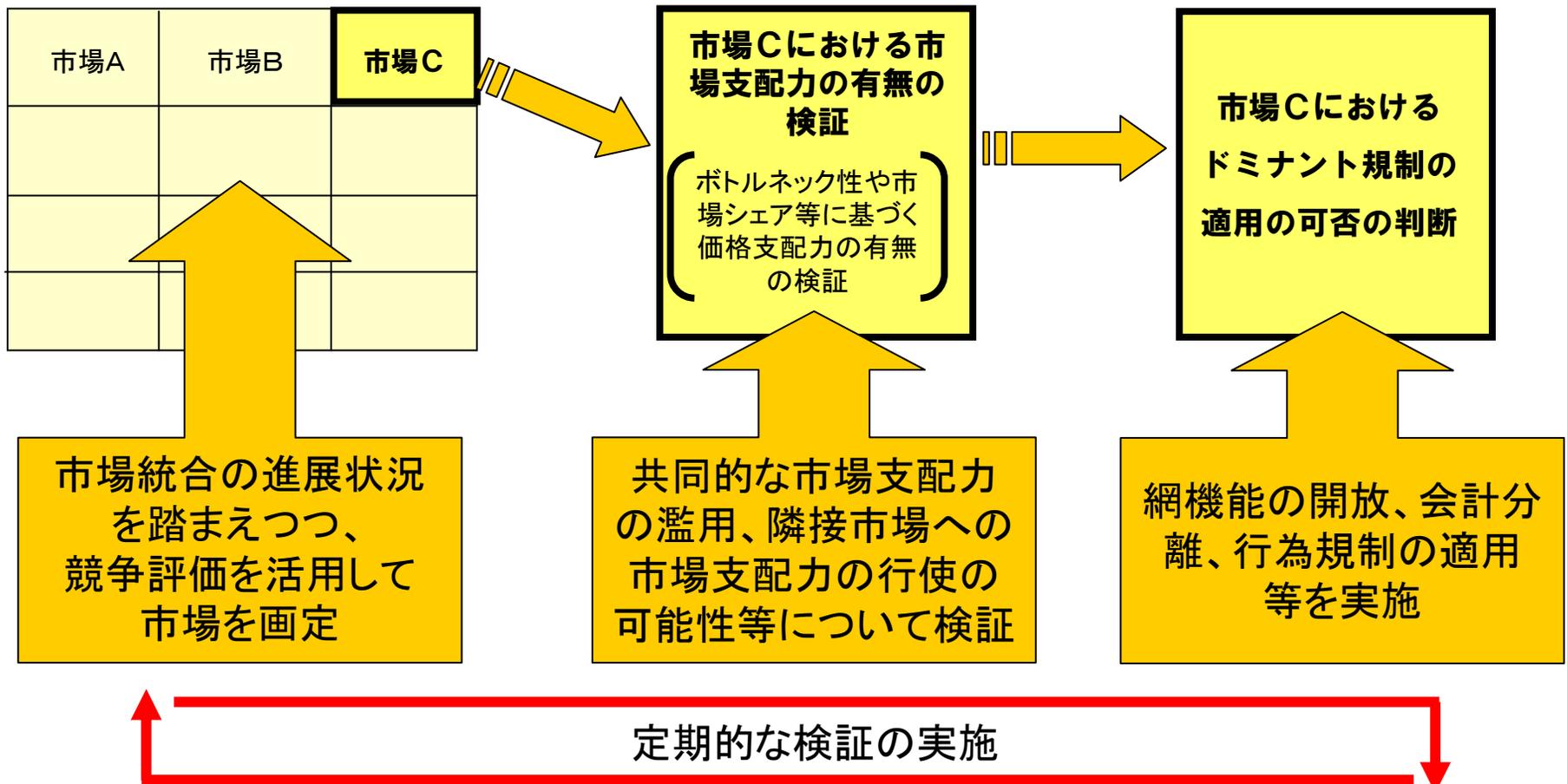


指定電気通信設備制度の包括的な見直し

検討の方向性

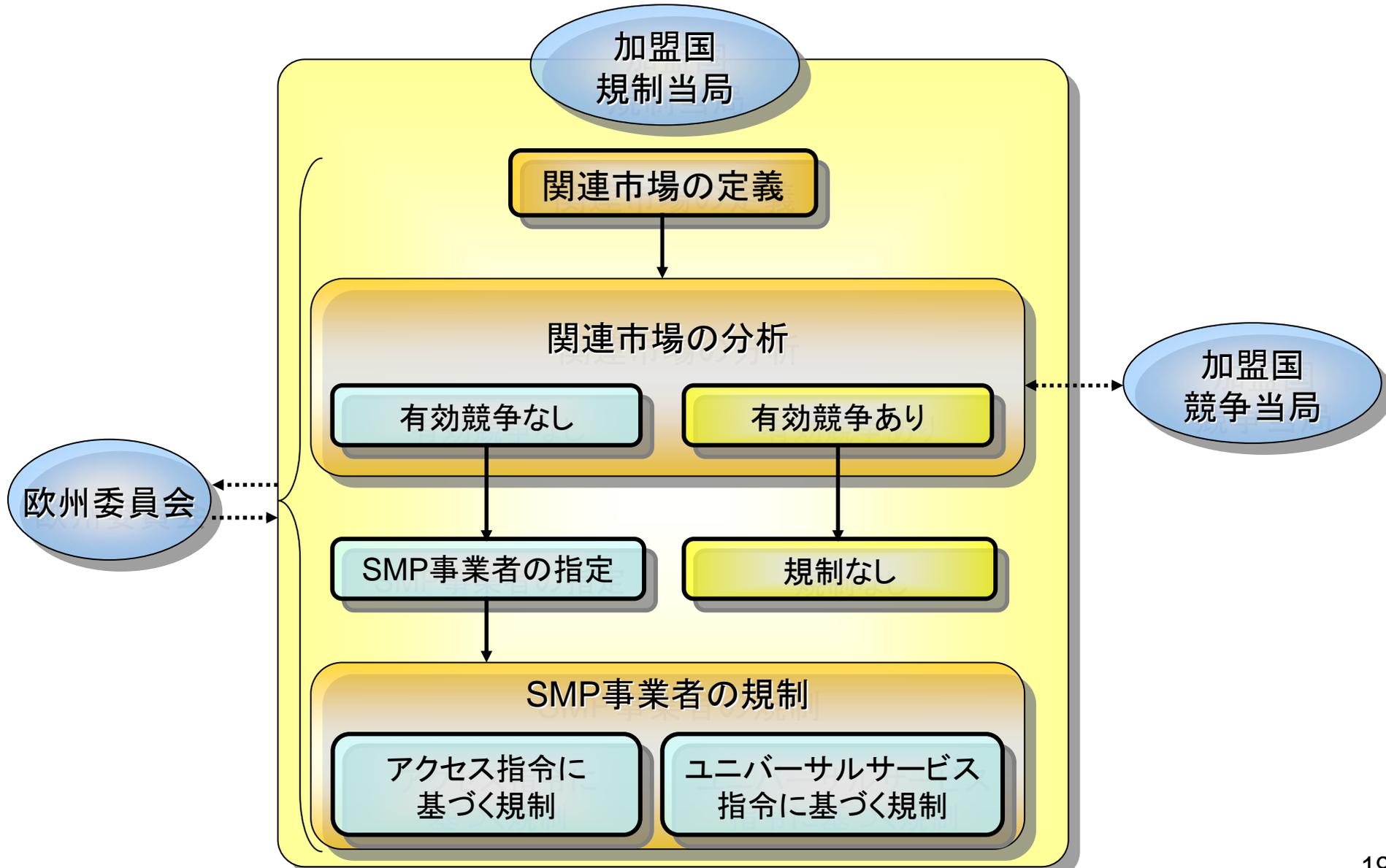
- 市場統合の進展を踏まえつつ、現行の一種・二種の指定電気通信設備制度を包括的に見直し、
 - ・競争評価に基づく市場画定
 - ・各市場における市場支配力の有無の検証
 - ・上記を踏まえたドミナント規制の適用の可否の検証
- を一体的に実施可能な制度へと10年までに移行することを検討(競争評価についても法制上の位置付けを明確化)。

具体的なイメージ



EUにおけるSMP事業者の指定のプロセス

■ EUにおけるSMP(Significant Market Power)指定においても、同様のアプローチが採用されている。



NTTグループの連携に係る検証の在り方

(公正競争条件)

特定関係事業者制度
電気通信事業法第31条

共同ガイドライン

電気通信事業分野における
競争の促進に関する指針
(01年11月)

活用業務認可ガイドライン
東西NTTの業務範囲拡大の
認可に係る公正競争ガイドライン
(01年12月)

過去の公正競争要件
ドコモ分離(92年4月)
NTT再編成(97年12月) 等

その他

包括的・体系的
な整理

NTT中期経営戦略等に基づくグループ各社の連携

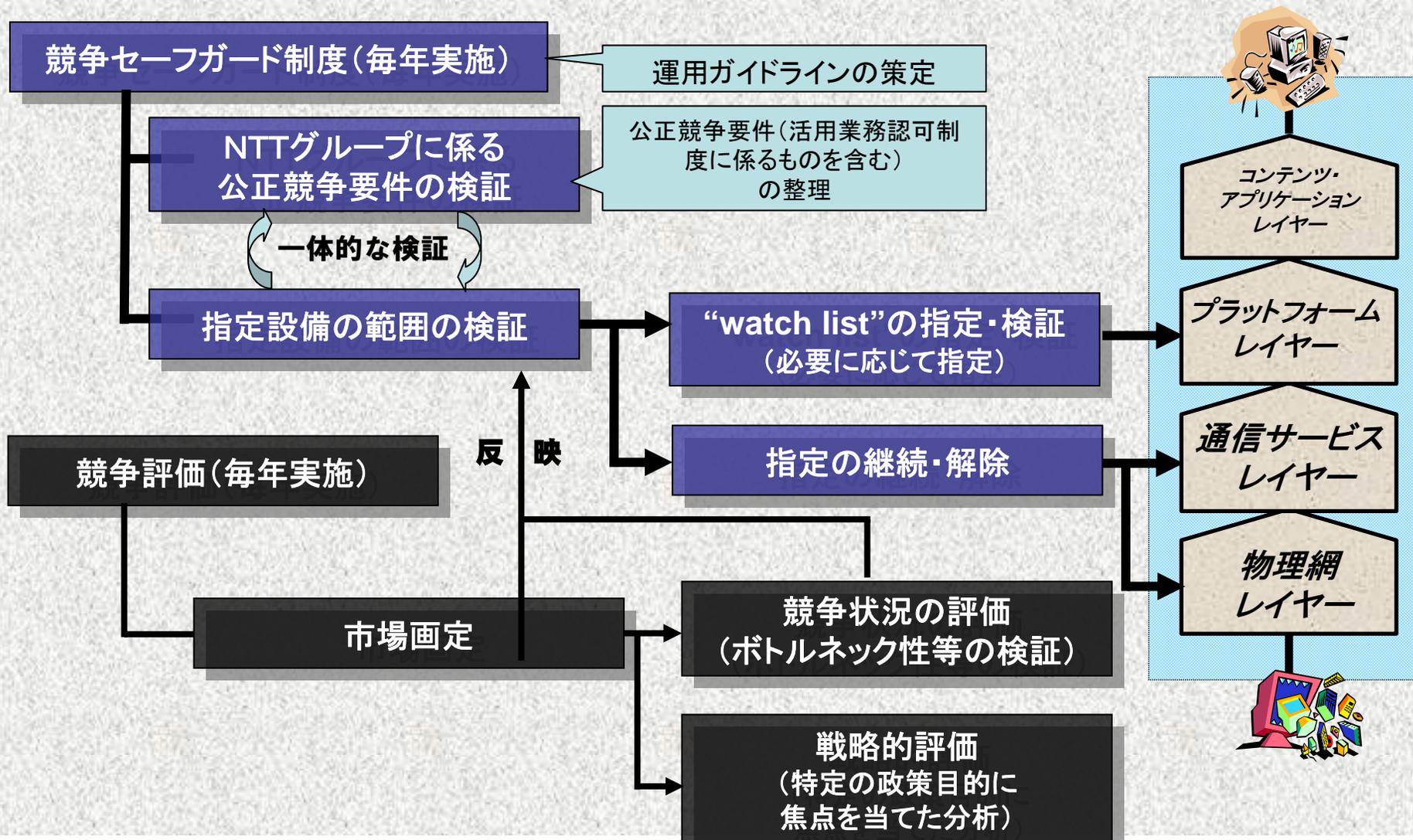
- IP化等の市場環境の変化に対応し、更にグループ全体としての経営効率化や収益機会の拡大等を図る観点から実施。

競争セーフガード制度
運用ガイドライン(仮称)
に実装

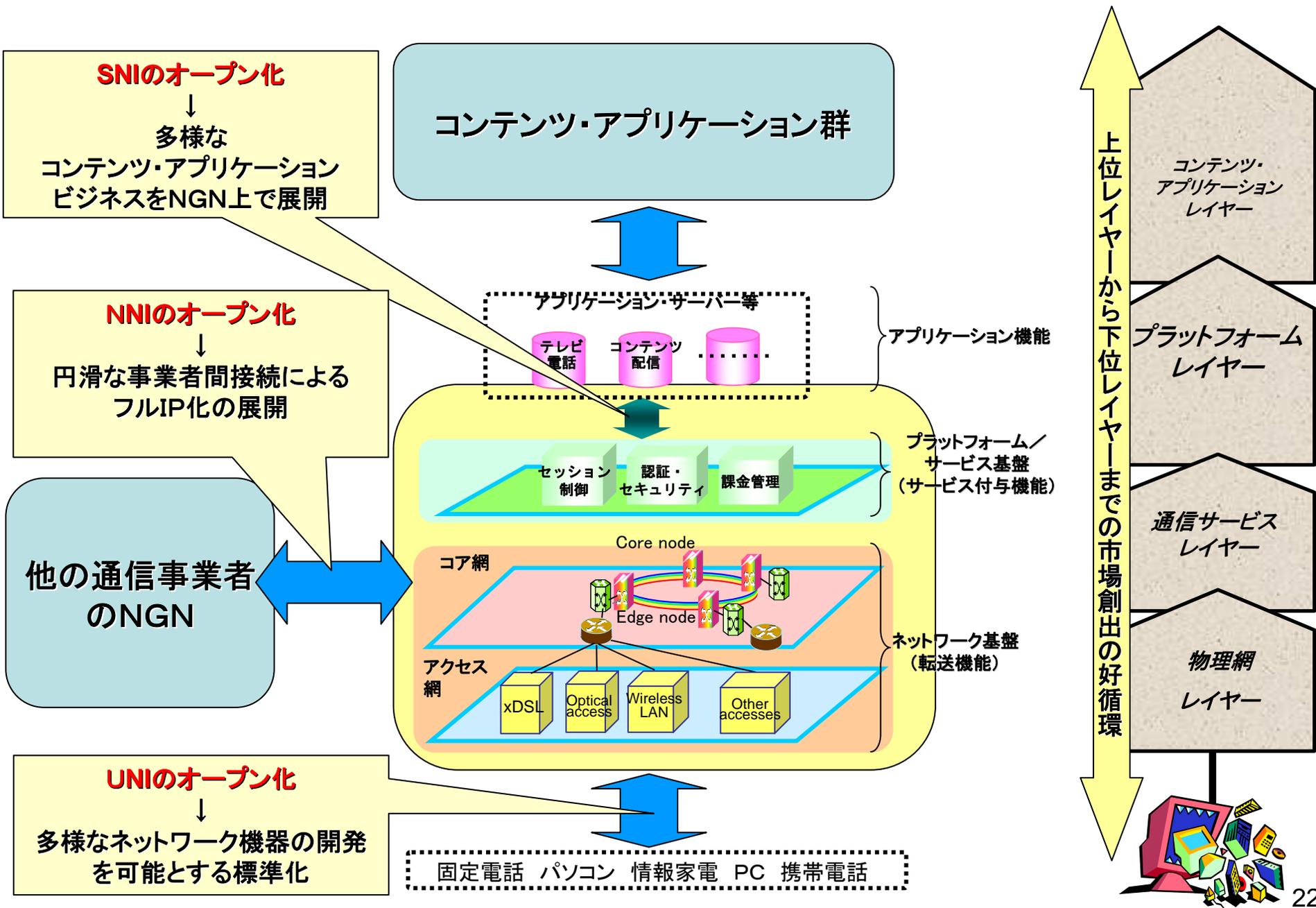
定期的な評価の実施

競争セーフガード制度の整備

- NTTグループに係る公正競争要件を整理・体系化し、定期的に検証。
 - 同時に、指定電気通信設備制度の対象となる設備について、プラットフォーム機能にも着目しつつ、定期的に検証。
- ☞これらにより、**包括的・体系的な競争セーフガードの評価を行ない得る仕組みを整備(07年度から運用開始)**。
- ☞**「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定**。



次世代ネットワークのオープン性の確保



NTT東西とその子会社等の連携に関する競争ルール整備

基本的考え方

- NTT東西が経営効率化等を目的として子会社等を設立し、これと連携（NTT東西から受託）して事業を行なう場合、結果として、ドミナント規制を回避することとなる可能性。
- NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力等の可能性について、所要のルール整備が必要。
- その際、両者の関係についても検証可能な仕組みであることが必要。

共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルール

ドミナント規制を適用

NTT東西

NTT東西（合計）の社員数
約12.7万人（99年7月の再編成時）

約2.0万人（06年3月）

出 資 受 託

転籍等による人員移管

NTT東西の子会社等

実質的な一体営業

NTT東西とその子会社等の関係の
検証が可能な仕組みの構築

“子会社等への業務委託については、取引等の複雑化等に起因する非効率が発生していないか検討が必要。”
(プライスキップの運用に関する研究会報告(06年4月))

共同的・一体的な市場支配力の濫用の可能性について定期的に検証を行い得る仕組みの構築。

NTT東西等との連携によりサービスを提供している主な子会社の概要

	NTTME	NTTBP	NTTPC	ぷらら	レゾナント
設立	99年4月	02年7月	85年9月	95年12月	03年12月
資本金	1億円	1億円	40億円	78.1億円	200億円
出資会社	NTT東日本 100%	NTT東 34% NTT西 22% NTTドコモ 22% NTTコム 22%	NTTコム 100%	NTT東日本 71%	NTT持株 100%
売上高	702億円	3億円	840億円	221億円	281億円
従業員数	約6,000人	28人	463人	160人	約600人
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク事業 (IP-VPN、広域イーサネット等) ●VoIP事業 ●エンジニアリングビジネス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●無線LAN事業 ●商品販売・コンテンツ提供に係る料金の回収代行業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク事業 (IP-VPN、広域イーサネット等) ●ソリューション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●ISP事業 ●IP電話事業 ●映像配信事業 ●(4thメディアの運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ポータル事業 (gooの運営) ●動画配信事業 (BROBAの運営) ●映像コミュニケーションサービス (TV会議サービス等)
NTT東西等との連携状況等	●NTT東西のIP電話サービス(03年10月開始)の県間部分を提供	●無線LANサービスをNTT東西、コム、ドコモへ卸提供	●NTT東西のLモードサービス(01年6月開始)の県間部分を提供	<ul style="list-style-type: none"> ●フレッツユーザのみを対象としたISPサービス・映像配信サービス(4thメディア)の提供。 ●ぷららIDによりレゾナントの動画配信サービスの決済が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●gooIDにより、NTT東西の料金請求の一元表示が可能 ●06年夏にNTTコムの子会社とする方向で検討中

※ 各社ホームページ等を参考に作成。売上高は04年度。

参考資料

(指定電気通信設備制度関連)

第一種指定電気通信設備との接続に係る事項(事業法33条)

区 分	内 容
<p>■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項)</p>	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項)。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【認可の要件(第4項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▣標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること ▣接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること <i>加入者交換機能等の接続料の原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定</i> ▣接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと ▣特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> <p>▶認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。</p>
<p>■接続約款の届出(第7項)</p>	<p>▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。</p>
<p>■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項)</p>	<p>▶公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。</p>
<p>■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項)</p>	<p>▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。 ▶認可接続約款等により難しい特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)</p>
<p>■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項)</p>	<p>▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること ▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。</p>
<p>■接続料の再計算義務(第14項)</p>	<p>▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。</p>
<p>■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項)</p>	<p>▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。</p>

接続約款に規定すべき主な事項

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項
 - ☒ 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - ☒ 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - ☒ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - ☒ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - ☒ コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - ☒ NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - ☒ 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等
 - ☒ 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等
 - ☒ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

第一種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)

2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備

ただし、以下の設備を除く。

- ・専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ
(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
- ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ
(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く)
- ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C 準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ
(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)

3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備

4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

5. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局

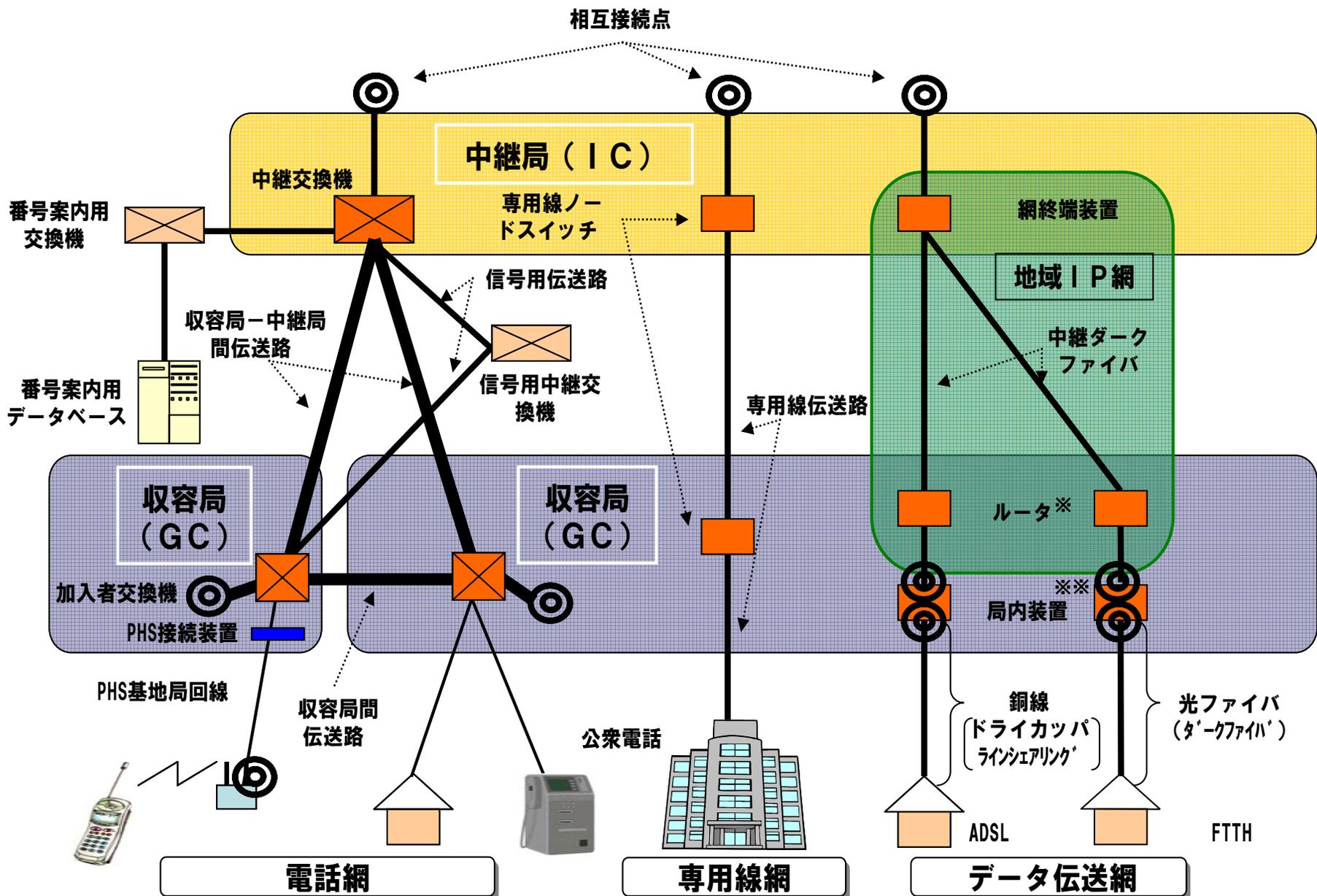
6. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局

7. 公衆電話機及びこれに付随する設備

8. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備

9. 相互接続点までの伝送路設備

第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



※ IP電話専用のものを除く
 ※※ DSLAM、DSL用スプリッタを除く

第二種指定電気通信設備との接続に係る事項(事業法34条)

区 分	内 容
<p>■接続約款の作成・事前届出(第2項)</p>	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第6項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ■ 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ■ 電気通信事業者間の責任に関する事項 ■ 接続協定の締結及び解除の手續 ■ 接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ■ 利用者に対して負うべき責任に関する事項 ■ 重要通信の取扱方法 ■ その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ■ 他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
<p>■接続約款の公表(第5項)</p>	<p>▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。</p>
<p>■接続約款の変更命令(第3項)</p>	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
<p>■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)</p>	<p>▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。</p>

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) 〔 ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。 〕
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.~8.に掲げるものを除く。)

第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)

◆第二種指定電気通信設備は、平成14年総務省告示第72号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備)により指定

